

第3回熊本市公契約条例（仮称）検討委員会 概要

1 日時

令和6年（2024年）10月15日（火） 午後3時30分から

2 場所

熊本市役所 議会棟2階 議運・理事会室

3 出席者

（1）委員 澤田会長、岩永委員、北野委員、友田委員、東本委員

（2）市 栗原契約監理部長、永原契約政策課長、
川上工事契約課長、佐藤技術管理課長 ほか

4 概要

- ・熊本市公契約条例（仮称）（案）のたたき台の内容について、第2回検討委員会でのご意見・ご指摘を踏まえ、事務局にて修正したものを素案として提示。
- ・また、条例の目的を達成するために発注者である市の取組を定めた取組方針（案）を提示。
- ・次回は、今回、素案及び取組方針（案）について、委員からご意見・ご指摘のあった箇所について、事務局にて再考したものを提示する。

5 主なご意見

（1）条例素案について

- ・公契約条例の遵守について事業者から誓約書を徴することに加え、他都市の取組も参考にしながら、実効性を担保するために市として実施可能な方策を検討する必要がある。
- ・当該業務が公契約に係る業務であることを、労働者や下請け業者へどこまで周知するかなど必要性も含め、効果的、効率的な方法を他都市の取組も参考にしながら工夫する必要がある。
- ・市による合理的な積算を基礎とした予定価格の算出について規定することは、適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止が期待でき、賛成である。

- ・ 条例違反等についての情報提供を受け付ける環境があると良いのではない
か。

(2) 取組方針(案)について

- ・ これまで検討してきた条例の実効性を担保するための方策である「基本理念
の周知」であるとか「誓約書の徴取」など、熊本市の独自性のある取組を具
体的に記載してはどうか。
- ・ 理念毎に記載された取組が実施できれば、実効性のあるものになると思われ
る。
- ・ 取組方針は、誰に向けて発信するものであるかを明確にしてはどうか。
- ・ 「関係機関との連携」など、重複するような記述もあるため、シンプルな体
裁となるよう精査する必要がある。

6 今後のスケジュール

第4回検討委員会を11月下旬に開催予定